

19世紀ロシア身分制的学校制度の展開とその再編

塚本智宏

章 節 構 成

はじめに

第1章 19世紀前半のロシア身分制と学校制度

第1節 ロシア身分制と身分移動

第2節 19世紀前半の身分制的学校制度とその展開

小 括

第2章 1860・70年代の初等・中等学校制度改革

第1節 農奴解放と身分制の再編

第2節 1860・70年代初等・中等学校制度改革

む す び

は じ め に

本論文の主たる課題は、19世紀の20年代までにその原型が与えられた帝政期ロシア学校制度*が、1860-70年代の「大改革」期の初等中等学校制度改革を経て、20世紀初頭に至るまでにどのような進展をみせるのか、また、その進展は、国家と社会の近代化にとって、どのような意味をもったのかを明らかにするところにある。言替えるなら、帝政期ロシアの国家と社会における学校の位置及びその変化は、どのようなものであったのかを明らかにするところにある。

*ここでは、主として文部省管轄下の一般教育学校制度を対象とし、軍事関係の学校制度と僧侶の学校制度、並びに、職業学校制度は、対象としない。後三者を管轄したのは、陸軍省・海軍省、宗務院、そして、大蔵省である。

その際、最も重要なエポックは、1860-70年代の農奴解放期（「大改革期」）である。革命前ロシアの国家と社会の近代化（とりわけ国家の近代化）の起点を18世紀初頭のピョートル大帝による改革に求めるとすれば、帝政ロシアにとって、農奴解放期は、1917年に至るまでの、いわば折返し地点とすることができる。というのは、この時期、ピョートル以来永く、ツァーリ専制がその基礎としてきたところの農奴制を自ら廃止し、その近代的再編をめざす諸改革に踏切るからである。この時期、ツァーリズムは、国家と社会の近代化（社会の近代化を前提とする国家の近代化）を強く志向するのである。

この小論では、先に触れた研究対象の時期を限定し、1820年代以降の農奴解放前の学校制度が、その構造と機能において、農奴解放期を経て、1870年代までに、どのように変化していくのか、その方向を見定めることを課題とする¹。

ところで、社会・国家と学校制度（の構造と機能）との関係（並びに、その変化）を検討する場合、両者の間の媒介項、すなわち、社会・国家の人的な構成原理、言替えるなら、それが国民を組織的に包括するシステム（並びにその変動）を検討する必要がある。そのことは、本研究が主として対象とする時代、農奴制（封建制）社会から近代（資本主義）社会への転換期においては、とりわけ重要となる。いうまでもなく、それは、身分と階層のシステム（並びに身分移動、社会移動）である。この過程において、後に述べる学校制度の体系と内容の変化に関わる、以下の三つの局面が現れる。

一般に、封建制社会から近代社会への転換の過程において、前者が有する身分的区分は、この社会の自生的（経済的）発展—流動性—に対応できず、ますますその発展の障害となり、以前にもっていた社会的な意義を失っていく。同時に、その社会の発展は、その発展に必要な新たな社会的区分=階層を創り出す。これが第一の点である。身分制の解体の方向は、近代資本主義社会が強く要請するものである。社会の流動化（身分移動・社会移動）が要請される。そこでは、従来からの経済的職能（生業）の分化が急速に進展する。それは、一方では、従来の方々の区分の内部における分化の進展という形で、他方では、区分の枠組みを越えた新しいグループ（階層）の形成となって現れる。これら全体の展開は、従来の方身分制的な枠組を無意味なものとすると同時に新しい社会経済的区分・秩序・序列を生み出していく。

しかし、その際の区分は、以前にもまして流動的なものであり、全体としてどの区分に

属する者も均質な存在としてあるかの如く立ち現れることになる。このことが、社会的上昇の（立身出世の）僅かな可能性と、むしろこれよりははるかに大きな意味をもつに至る、その幻想とをもたらすことになる。また、社会の流動化は、身分的な区分を排除し、そこに存在する人間の職業をあらかじめ特定せず、普及する・される知識が、いずれの場合においても、より普遍的で（だれにとっても共通な）、基礎的な（どこへ向かってでも応用の可能性のある）ものであるよう要求する。しかし、その普遍化は、新しい区分（階級的区分）が、以前にあった知識の階層的な区分とは異なるが、階級間に差異を生出すことを要求するのであり、その限界内でのものである。その際の新たな差異は、しかし、身分に比して階級が目に見えにくいものであるように、明示的なものではない。

第二に、この過程では、身分制度の崩壊過程にあって、国家がその統治の在り方を身分制的な在り方においてではなく、何らかの形で国民の政治的統合を目指すものへと転換していくことが必至となる。言替えるなら、この過程は、国家が社会秩序の維持のために利用してきた身分の枠組みがその意義を不断に失っていく過程であると同時に、個々の身分に対してではなく、また個々の身分をつうじてではなく、国家が直接に全身分を統轄していく新たな支配形態を追求せざるを得なくなる過程である。そこでは、新たな政治支配の秩序、国民の統合を前提とした国民への統一的で均一な支配が追求される。その際、それが、君主を頂点とする専制によって追求される場合、具体的には、君主への国民全体の直接的従属を保証するための、また、このことを前提とする国民の統合を促すためのイデオロギーの普及が課題となる²。

第三に、封建社会から近代社会への移行過程が緩慢であり、それが旧体制（絶対君主制）の数次にわたる「上から」の改革によって促進される場合、この国家・社会の頂点にある君主・貴族地主の位置は、各々の改革の後も、かなり強力に、揺るがぬものとして存続する。この国家・社会の支配階級を再生産するしくみとしての貴族の特権性は、農奴の所有権を失う他は、依然として保持される。（ロシアでは、1905年革命の後、身分差別撤廃の問題の政治課題として持上がった時、それは、一方では、農民身分と他身分との同権の課題であり、他方では、貴族の特権廃止の課題であった）。しかし、その上で、旧体制がその体制を新たな社会的条件に適合させようとする限り、他の特権身分たる商人の周辺に位置する新興の商工階級の育成とその体制内化が新たな課題となる。封建制社会において形成されて来る学校制度は、身分制の頂点にある特権階級の再生産を主たる目的とした。その課題は、国家の中央集権化の過程において、国家に奉仕する貴族・官僚（武官・文官）

層の育成（ロシアでは、これとほぼ同時に僧侶身分の育成）として具体化し、その量的増強は、学校制度を通じて下位身分から吸収することによって進められてきた。君主と民衆の間を媒介する、あるいは、前者による後者の支配を実現するこれらの階層と並んで、今や新興の商工階層の育成とその体制内化をも課題とするに至った。

以上の点を念頭におきながら、以下に、帝政期ロシアの学校制度の体系とその内容の変化について考察する。

ここでは、まず、(1)19世紀の前半の身分制（国家と社会）と学校制度の関係を、身分制的社会秩序を維持する（身分移動を阻止する）国家的な課題とその遂行並びに身分移動を促す社会の進展という過程において考察し、次に、(2)農奴解放期に行われたツァーリズムによる身分制の再編と1860・70年代の学校制度構想や制度体系との関係を、社会の流動化と新たな階層的秩序の形成という過程に関する展望に照らして考察し、19世紀60-70年代以降の学校制度の展開の方向を確定する。

第1章 19世紀前半のロシア身分制と学校制度

第1節 ロシア身分制と身分移動

(1) ロシア身分制について

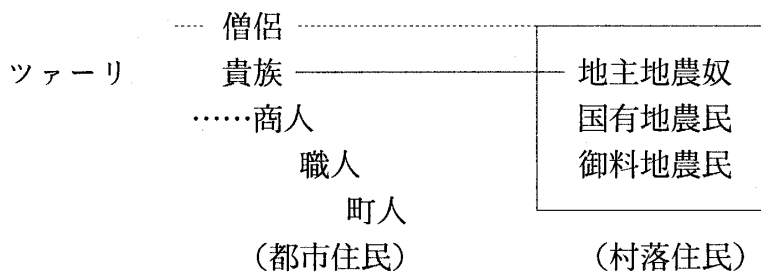
ロシアにおいては、19世紀前半までに、身分制度の基本的な骨格が形成されるが、その過程は、以下のようなものであった。

周知のとおり、18世紀初頭のピョートル大帝の改革以降の近代化の過程は、同時に、農奴制を強化する過程でもあった。そこでは、ツァーリズムは、貴族の特権を保護することによって、その体制への従属を図った（特権の享受と国家への奉仕—公務と軍務）。そのして、その最も重要な特権が農奴の所有であったのであり、従って、貴族・地主のツァーリへの従属は、同時に、農奴の貴族・地主への従属であった。かくして、19世紀前半までの帝政ロシアの国家・社会機構の支柱は、ツァーリ—貴族・地主—農奴という関係において、存在した。

他の諸身分（都市の諸身分—商人、町人、職人等）は、後二者の間に位置した。貴族並びに都市諸身分については、18世紀末までに各々の身分に関する法（1785年「名門貴族の

権利、自由、特権の勅許状」と1785年「ロシア帝国都市の権利、利益の勅許状）が確立する。また、農民（農奴を含む）については、19世紀の前半までに、三つのカテゴリー（地主地農奴、国有地農民、御料地農民、後二者は「村落自由身分」）が存在するに至ったが、この時期それらの身分に関する法が整備される。こうして、この時期、身分制度の全体像（下図参照）を得るに至る（この他に、外国人、異民族、軍事身分などがあるが、ここでは、取上げない。また、僧侶についても、独自の身分法が存在した）³。

<19世紀前半ロシアの主要身分>



さて、この身分制度全体に関する19世紀前半のツァーリズムの認識は、いかなるものであったのか、この点を以下に検討しよう。

ここで利用する資料は、1850年と1856年の二度にわたりツァーリに提出された政府上層内の官僚の文書、ア・カメンスキー（鉄道局長官）の二つの覚書（「ロシアの国民教育について」と「ロシアの主要身分について」）⁴である。

これらは、特に、1848年の西欧での革命の動向を背景に最も保守的な立場から、ヨーロッパのあらゆる社会政治機構導入に強く反対し、農奴制度の存続を前提に、身分制の護持とこれとの関連において国民教育のあるべき姿について訴えた文書である*。ここでとりあげるのは、その覚書の一方の「ロシアの主要身分について」であるが、これは、この直前の19世紀前半の中ごろからの身分制の整備に関わって当時の貴族官僚政府が抱いていた認識をそのまま表現しているといつてよい。

*参考までに、覚書「ロシアの国民教育について」が述べている点を紹介しておく。

以下は、そこで述べられている「基本措置提案」である。

「第一に、今後のヨーロッパ公教育のロシアへの浸透をくいとめること。

第二に、思弁的で多方面にわたる教育を弱めつつ、その教育に専門的で実用的な傾向を与えること。

第三に、あれこれの教育施設における異種の身分の共学を廃止すること。

第四に、将来において、教育の部門に限らず国家行政のあらゆる部門に関しても、他国の進展のあらゆる影響に終止符をうつこと。

第五に、法全体が定めるところの使命に応じた身分の方向を確固たるものとし、相互の尊敬と信頼の感情に基礎を置くところの身分間の和合と結合をそれによって強化すること。

第六に、現在の領主と農民の相互関係を破壊することなく、農奴の状態を改善すること。」

この文書は、身分制度の全体像、また、その目的と達成について、次のように把握している。

「国民の身分、すなわち、貴族、僧侶、商工身分、農民身分のいずれも、国家構成において、権利と義務に関するその固有の使命を有している。これら全ての身分は、それらに関して基本的な諸法令が規定した特殊な進路に従って、総体として祖国の福祉を擁護するものとならねばならない。しかし、この高い目的は、各々の身分が、自らに固有の課業範囲に専念し、そして、自己の祖先の境遇に愛着を持ち続けながら、ある身分から他の身分への移行を考えない限りにおいて、完全に達成しうるものである。

このような重要な原理を遵守することによって、身分間相互の和合が確固たるものとなり、そして、それらの温和な相互関係が、社会的な利益と安寧の保証となるのである。」

このように、身分とは、法令によって定められ、国家における権利と義務に関しその固有の使命を有する、国家構成の単位であり、この身分制度は、総体として、「祖国の福祉」を擁護する目的をもつものであつた。ここで重要な点は、この制度が、個々の身分が自己の使命に専念し、他身分への脱却を志向しない限りにおいて、維持し得るとしている点であり、これは、後にみる学校制度の身分制的体系を構築する際の、また、その存続を目指す政策遂行の際の、ツァーリズムの政策理念の根底に横たわるものである。そして、そのことが、おそらく西欧のような社会内部の敵対関係の発生にではなく、身分間の「温和な相互関係」の確立とロシア全体の社会の利益と安寧の保証に通じているとするのである。

ここではさらに、各々の身分の権利と義務がいかなるものであるのかという点について、同文書に従って触れておこう。

まず、貴族は、「ロシア貴族の使命は、軍務及び公務において神聖なる玉座に忠実に仕え、賢明なる政府の任務に、その見地や予めなされた指示に従って、誠意を以て協力するところにある。この任務のために、貴族は、勲章、褒償、賞与を享受し、この他に農民を所有し、彼らの福祉のためにこれを守護する聖なる任務を帯びている」とあるように、「神聖なる玉座」、すなわち、ツァーリに軍務または公務を通じて仕える一方、所有する農奴の「守護」という「聖なる任務」を有する。

これに対し、「農民身分の使命は、最も主要には、農耕、種々の仕事、特に建設部門や小営業の仕事、例えば、運搬や商売といったものに従事するところにある。農民の義務は、彼らに固有の義務の遂行と、彼らの上に打ち立てられた権力と自己の領主に対する一もなく二もない服従とにあり、農民の特典は、上記権力と領主の庇護、後見（を得ること）に対する権利である」とあるように、農民たち（農奴と国有地・御料地の農民）は、領主あるいは政府権力のもとで主として農耕に従事し、これらの庇護、後見を得る「権利」がある代わりに、彼らへの絶対服従を義務づけられていた。

商人や職人、町人は、「商・工身分」と一括され、「この身分の使命は、商業や種々の工業を営むところにある。その義務は、その業において誠実であり、支払い勘定において厳密であるところであり、また、その特典は、商業上および工業上の利益である」とされているが、それ以上の（つまり、さらに、個々の身分の固有の使命についての）言及はみられない。

僧侶については、「僧侶身分には、祭壇、教会への奉仕、正教徒の生活の道徳的守護が属す。そこから僧侶の義務が生ずる。敬けんと高い徳性と行為の非難の余地なき高潔さの範たること、従って、キリスト教徒の一般的尊敬を獲得することがその報償となる」とあるように、教会に奉仕し、いわば国教たる正教の普及、擁護をその任務としたが、その任務の背後には、その教理によって導かれるところのツァーリへの奉仕があった。

最後に、以上のような身分制が、ロシア正教そしてツァーリ専制と密接不可分の関係にあるというカメンスキーの認識を引用しておこう（「国民教育について」）。

「教理において定められた信仰 [正教]、玉座への帰依 [専制]、そして、同国人の相和合 [身分制]、これらは、国民的栄光と国民的威力の壮大なる寺院の化身である。そして、この寺院の聖なる頂点と十字架が、専制ツァーリ、神の聖油を塗らるる人と、父祖伝

来の正教信仰である……」〔 〕内は引用者註。

(2) 社会の流動化と身分移動

以上にみたように、19世紀前半の身分制度は、まずは、18世紀以来のロシアの社会・国家の歴史的産物として存在したが、なおその身分制は、貴族と農奴との関係を除けば、さほど強固に存在しているのではなかった。同時にそういった不安定な身分制そのものを新たな社会の流動化が洗い流そうとしていたことも事実であり、後にみる身分制的学校制度を考察するに際して、この点をも考慮にいれておかねばならない。すなわち、このロシアにおいても、この時期までに農奴制に抗しながら、極めてゆっくりとではあるが、資本主義が成長しつつあり、それは、基本的には、従来の固定的な身分・職業の在り方に変更を迫るものとして、この社会の基底において、様々な形の動きとなって現れていた。

農民の動向についていえば、18世紀以降その階層分化が進展し、農奴の中から工場経営に進む者が現れたりしていたことはよく知られているが、その地理的な移動（逃亡、移住、出稼ぎなど）や身分間の移動が活発化していた。例えば、表1（そこには、当時の出稼ぎの大部分である夏期1-2ヶ月の出稼ぎは含まれていない）にみるように、大都会で働く農民（農奴）＝労働者が出現し、その数は、年を追う毎に増大していた。また、農民身分を脱し、都市身分に移行する者も現れている。その数は、1826年から1851年までに、地主地農奴の場合、6.6万人、国有地農民の場合、72.6万人であった。その前者の内、商人に移行した者は、1.4万人、町人に移行したのが5.2万人であった。同時に、農民身分のままでありながら商業を営む、農民＝商人も、絶対数は少ないが、年々その数は増加していた（表2参照）。また、農民種間の移動もあり、比較的生活条件の良い方へ、つまり、地主地農奴から国有地農民への移行もあり、1826年から1843年までに解放された地主地農奴、70,333人の内、38,243人は、都市身分にではなく、国有地農民に移行している⁵。

表1 19世紀前半の出稼ぎ労働者（各都市の住民登録所に登録された数）

モスクワ	1810年代	毎年8.0～8.7万人
	1820年代	同 6.9万人～9.5万人
	1830年代	同 8.3万人～13万人
	1840年代	同 13.2万人～13.6万人
ペテルブルグ	1840年代	雑役夫の部12万を含め15万人
オデッサ	1840年代	恒常人口の7万の他、1.6万 （毎年登録される者の見積り数）
ハリコフ	1840年代	同 3万の他、1.3万
ヴォロネジ	1840年代	同 4.4万の他、2176人

表2 1830-1850年の商い農民免許状取得者数

1830年	1835年	1840年	1845年	1850年
4,028人	5,043人	5,660人	6,921人	7,482人

次に、都市身分の動向についてみてみよう。まず、職人についてであるが、この身分の出身階層については、首都サンクトペテルブルグの手工業組合の資料があるが、その職人と徒弟（親方の資料はない）は、農奴出身の者が16,689人（全体の64.1%）、自由階層出身の者が9,384人（同、35.9%）とかなりの部分が農奴階層と重なっており、その地位は、あまり高くないことが想像される。町人については、都市身分の恒常人口のなかで、もっとも大きな比重をしめる部分ではあるが、既に触れたように、農民からそれが補充される一方で、その所有する資本額がある一定のレベルに達するのに応じて商人への移行も、制度上可能であった。商人は、その内部で三段階（三ギルド）に分れており、第一ギルドに属するものが、貴族が有するところの大部分の特権（税負担の免除、兵役免除、体刑の免除等）を有していた。当時その商人から貴族へと移行する部分も少なくなく、1826年には、その移行を政府は制度化したが、その後は、これを抑制する方向に転じている。1832年の名誉市民身分の創設がそれである。これは、都市身分の内の最高位を定め、貴族と特に商人との間に明確な境界を設定することによって、貴族外の身分の貴族への移行を阻止する目的で設置された身分である⁶。これと同時に、商人から名誉市民への移行が制度化され、商人の貴族への移行は抑制された。

にもかかわらず、商人の貴族への上昇志向は少なからず存在したし、のみならず、他の特権身分たる僧侶さえも、あらゆる方途を利用しての貴族への上昇志向を示していたこと

は、先に紹介したカメンスキーの文書の中にもうかがえる。さらに、これらの特権身分以外の下層の身分も、各種の中等・高等教育機関の修了・卒業資格の獲得（つまり、公務採用試験の免除や就職後の昇級年限短縮の特典の獲得）を通じて、官吏となり、そして、一代貴族へと移行していく道を志向した。1830年代から1850年代にかけては、政府がそのような学歴と官位獲得（貴族への上昇）の関係を模索、確定する時期であったといつてよいであろう。

以上にみたように、19世紀前半のロシアにおいて既に下層身分間の「水平移動」と、そして、農民（農奴）－中間身分－貴族へと向かう「垂直移動」とが広く身分制度全体を洗う方向にあったこと（社会の流動化）は、明らかである。その過程においては、農民＝労働者、農民＝商人といった新たな階層の出現に典型的にみられるように、過去の身分的区分がますます現実にとぐわなないものになっていくのである。

第2節 19世紀前半の身分制的学校制度とその展開

(1) 身分制的学校制度の成立

以上に19世紀前半のロシアの身分制の形成と身分移動、そしてあるいは新たな経済関係の発生に伴うその身分制の動揺について概観してきたが、ここでは、この時期に成立し、1860年代には、その改造を余儀なくされるどころの1828年「大学管下ギムナジア及び諸学校令」（以下、1828年法とする）に基礎を置く身分制的学校制度の成立と展開について考察する。

1828年法は、1804年の一般教育に関する最初の国家的な学校制度（同じく、「大学管下ギムナジア及び諸学校令」）を周知のように身分制原理を導入することによって大幅に改造したものである。1804年の学校令では、初等・中等諸学校制度は連続的な体系をなしていたが、1828年法は、それぞれの学校を身分に対応させることによって、従来の学校間の、すなわちギムナジアと郡学校と教区学校との連続性を基本的に断切ったのである。この制度の転換についてはよく知られているところである。

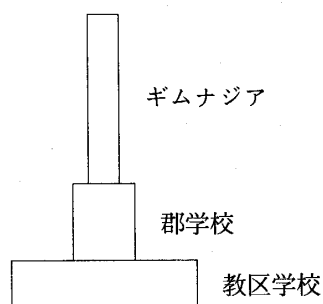
とはいえ、両制度が全く関連をもたなかったわけではない。1828年法の成立について述べる前に、この点について触れておかねばならない。

1804年の学校法制定は、この時期に行われた中央行政改革（省庁制の導入、文部省もこの時期に設置される）との強い関連をもっていた。すなわち、それは、まず行政改革に伴う教養ある官僚層の育成をその主眼としていたということである。

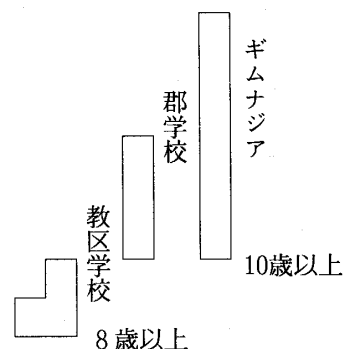
ロシアの歴史家ザイオンチコーフスキーによれば、18世紀の官僚の教育水準は極めて低く、彼らの教育は、主として家庭教育によって行われていたが、19世紀の初頭から政府はこの改善に乗り出す。それは、文官位の獲得・昇格と新設される高等・中等・初等教育施設の学歴とを結合させる方策によってであった。1804年法の成立の前年、1803年1月24日付の法令「学校設立について」が公布されるが、そこでは、5年間を猶予期間として、今後は、「公立ないし私立の学校における学業を終えることなく、法律その他の知識を必要とする公務に採用されない」とするものであった。さらにこれを徹底させる方向で、1809年8月6日の法令で、「すべての自由身分、そして、特に貴族身分は、熟慮もって、大学、ギムナジア、諸学校の開設を享受すべき…」とあるように、貴族を中心としつつ、その他の自由身分にも就学を督励（貴族には半ば強制）したものであった。同法令では、そのよう決定に至った経緯について次のように述べている。この間「国家のあらゆる部門が、事によく通曉した執行者を必要としているが、わが国の青年の確固たる教育が先に延ばされれば延ばされるほど、その不足は甚だしいものとなろう」と、すなわち、官僚層の不足を憂慮している。

このように、質的にも量的にも官僚層の育成は、課題となっており、この課題を早期に達成する措置として、連続的な学校制度の創出が予定されたのであった。この制度は、教区学校—郡学校—ギムナジアという制度上昇の可能な連続的な体系をなしていたが、それは、官僚層を、量的にも限界のある、しかも、18世紀以来国家による教育を忌避する傾向が強かった貴族ばかりでなく、他の階層から吸い上げ育成することを目指したものであったといえるのである⁸。

制度図①1804年法下の学校制度図



制度図②1828年法下の学校制度図



このような学校制度の国家的機能は、当然1828年法成立の過程においても、また、その後の過程においても、ツァーリズムにとって最も重視されなければならない課題であっ

た。

問題は、しかし、1804年法下の政策展開の結果としての学校における貴族と非貴族の同居、とりわけ、まずは、農奴との同居が顕著になるに従って現れてくる矛盾、すなわち、これを嫌う貴族の存在とここに貴族を誘引しなければならないという政策課題との矛盾であった。さらに、その他の身分がギムナジア等の卒業を経て、官位の獲得と貴族への身分上昇を志向し、これが特権身分たる貴族の存在を脅かすという問題が現れてきた。政府が、1828年法を成立させる背景には、これらの問題、つまり、まさに確立しようとする身分制そのものを過去の学校制度がこわしているという事態への懸念があったのである。

1828年法がめざしたのは、官僚層の育成・充実とりわけそこでの貴族の誘引という従来からの政策課題を引継ぎながら、これを改めて、身分（的学校）制度・政策全体に位置づけなおすということであった。デカブリストの反乱がこの過程を促す契機となった。

1828年の学校令の作成過程におけるア・エス・シシコフ文部大臣の言葉、「学問とは塩のようなもので、人々の身分や必要に応じ彼等がいかなる資格を有するのかを考慮して、適度に用いられ教授される時にのみ、有益なものとなる」は、あまりにも有名である。

この学校令の作成作業は、1826年に設置されたシシコフ文部大臣を議長とする教育施設建設委員会によって開始される。1826年といえば、自由主義貴族の反乱（デカブリストの反乱）の直後であるが、同時に都市の身分制度に関する検討（商人から貴族への移行や名誉市民身分の創設の検討など）が進められていた時期でもある。反乱がアレクサンドル1世統治の晩年以降進んでいた政治反動を加速させたことは明らかだが、そのなかで西欧の動向に敏感なツァーリズムが西欧のように農奴制を廃止することなく、また、西欧に広がり始めた立憲制を導入することなく、改めて強力なロシア的統治形態を追及していたのではないかと考えられる。身分制の擁護、整備はその一環として進んでいたと考えられる。この課題は、学校制度の新たな形態に直結した。

この時期は既にニコライ1世の統治期に入っていたが、1828年8月19日の勅令（リエスクリプト）は、新たな学校制度の任務に関わって下されたものである。その勅令は、国民教育の規則が「国家の根源的な要求と状況に完全に対応するものでなければならない」との一般的な希望を述べた後、そのために必要なこととして、次のように述べている。

「学問の科目並びにその教授の方法とは、至る所、可能な限り、学ぶ者の将来のあるべき使命に見合ったものとならなければならない、また、各々が信仰、法、及び、道徳に関

し、あらゆる者に共通にして健全な理解を持つとともに、彼らがその任務としての「国家への」関与を向上させるのに特に必要で、それが可能となるような知識を獲得し、そして、自己の身分以下となることなく、また同様に、事の自然の成行きからすれば彼が止まるよう運命づけられているところから度をこえて高い地位を期待せぬようにすること」であると⁹。

このように、各々の身分が国家における固有の使命を果たすべく、また、その限りでそれぞれに必要な教育を施す必要があるとの方針は明確である。1828年法では、こうして、大学と接続するギムナジアは別として、郡学校、教区学校を、それぞれ完結した教育課程をもち、上級の学校へと向かう下級の学校の準備教育機関としての性格を失なわせた。周知のように、1828年法は、明確な規定はないが貴族・官僚層の子弟の入学を念頭におくギムナジア、そして、「特に、商人、職人、及びその他の都市住民」（同法第46条）の入学を予定した郡学校、最後に「最も下位の身分を含む人々」（第4条）の入学を予定した教区学校、という学校制度の身分制的三支柱を確立したのである（制度図①、②参照）¹⁰。

ところで、このような学校入学者の身分優先指定については、この法成立の過程を含めていくつかの問題に触れておかなければならない。

まず、ギムナジアについてであるが、先に触れた身分優先指定は、他の二つの学校とは異なり、この学校の目的規定条項に規定されてはいない。とはいえ、下位の学校すなわち郡学校に商人以下の身分を規定している以上、ギムナジアへの入学者として想定される身分は貴族官僚以外にありえない。この1828年法では、地方での学校の管理に貴族が関与することを定めた規定（137条）において、「ギムナジア設置の最も重要な目的が、貴族と官吏の子弟にふさわしい教育を施す手段を与えるところであり、従って、県の貴族身分は、…自らのうちからこれを監督する名誉監督官を選出する」¹¹と、貴族向けの規定であるがギムナジアが貴族官僚のための学校であることを率直に表明しているのである。

表3 1826-27年度のギムナジア生徒(6,533人)の身分構成¹²
(学校建設委員会メンバー、シーベルス作成)

貴族	3,608	55.3%	┌ 72.2%
官吏	1,107	16.9%	
僧侶	203	3.1%	— 3.1%
商人	425	6.5%	┌ 24.7%
町人	372	5.7%	
宮庭勤務員	35	0.5%	
職人	136	2.1%	
軍人	131	2.0%	
農民	124	1.9%	
解放身分	392	6.0%	

しかし、目的規定において、貴族を明記しえない理由もまた存在したのである。表3は、1828年法成立直前のギムナジアの身分構成である。そこでは貴族官僚層が全体の7割を占めているが、他方で商人とこれと並ぶ町人を先頭に中下層身分が全体の2割5分を占め、さらに農奴を含む農民も存在している。これらは1804年法に基づく政策の結果であったが、この貴族官僚層の7割という数値は彼らをギムナジアへと盛んに誘引しようとしていた政府にとって決して高い数値ではなかった。後には、この数値は8割近くにも拡大する。おそらく、官僚層の確保・育成をめざす政府にとって、なお、貴族以外の身分にもギムナジアの門戸を開いて置くことは必要だったのである(それが、同時に貴族への身分上昇の可能性をもつもので身分制を維持することと矛盾するが、すぐ後にこの可能性自体はせばめられていく)。

とはいえ、貴族以外の身分にもその門戸を開くとはいっても、農奴についてはこれを開く意志を政府はもっていなかった。もはや身分制の頂点にある貴族と底辺にある農奴を同列に扱うわけにはいかなかった。そして、何よりもそこにまず招かれるべき貴族が農奴と学校での同席をきらったのである。先の1828年8月の勅令は、1804年学校令のもとで始まった農奴子弟の中等・高等教育施設入学に端を発する問題について言及しているが、そのひとつがこの点に関するものであった。すなわち、彼らの持つ「悪習」が他身分の子弟に「感染」するとの嫌悪感であり、これを嫌い自分の子弟を退学させている者が現れているとのことであった。他のひとつは、勤勉で成績のよい農奴子弟の内の突出した部分が、その身分にふさわしくない生活の仕方、ものの考え方や見方に慣れてくるという問題であった¹³。いずれにせよ、身分制の根幹を掘崩しているとの危惧がそこには存在していた。こ

うして、農奴はそこからはっきりと排除されることになった。結局、残る問題は、貴族と農民の間に位置する身分の内どの程度まで入学者として許容するかという問題であったが、これは後の政策の推移のなかで決せられていく。

さて、他のふたつの学校の身分指定については、どのような問題があったか。

既に1826年6月に、シシコフ文部大臣は、建設委員会の会合において、身分制的学校制度の提案理由を述べた際に、今後の郡学校ならびに教区学校の入学者の身分指定に関して、次のように述べていた。郡学校の卒業者、100人の内、99人が大学まで進むことなく、そこで教育を終えるか、また、ごく一部は、ギムナジアへ進み、そこで教育を終えることは、おそらく間違いない。そして、国民のあらゆる階層に教育をあたえることは必要であるが、それぞれにふさわしい教育を、それ自体完結した教育をあたえることが必要であると述べた上で、二つの学校に想定される入学者については次のように述べた。「教区学校は、我が国では、特に、農民、町人、そして、下層手工業者のために、また、郡学校は、商人、尉官の子弟、そして、貴族——これはこの学校で学ぶ権利が剥奪されておらず、とりわけ大学ないし学術資格のための準備中であってなおその資格に達していない人々——のためにあらねばならない」¹⁴ と。

教区学校が対象とする層は比較的明瞭で、先の1828年法の表現にある「最も下位にある身分」たる農民と、そして町人、これらはロシア人口の大多数を占める下層身分大衆である、そしてここでは、さらに、身分でいえば、職人に相当するであろう下層手工業者(プロミシレンニク)が加えられている。

ギムナジアに上述のように最も高位の身分、貴族・官僚層を、他方で、教区学校に最も下位の身分、あるいは、貴族の対極にあるとってよい農民と、そして町人などを設定することは比較的容易であるが、それでは、郡学校にはどの身分を指定するのか、実はこれを確定しようとするれば身分制に関わる様々の問題が露呈するのであった。まず、シシコフの郡学校に関する身分指定の提案、これは基本的に1804年の学校法のもとで一般化してきたいわば身分構成の現実に基づくものであったが、この入学者提案の先頭にある商人を郡学校のために指定することにさほど問題はなかったが、問題は残りの身分である。1828年法は、先にみたように商人に加えて職人身分をあてているのに対して、シシコフの提案ではこの身分にあたる階層は、教区学校に対応させられていた。

実はこの法成立に至る中で、三者の学校を身分に対応させるということがそもそも困難ではないか、とりわけ、郡学校の部分への特定身分の対応はロシアの身分移動状況あるい

はロシアの身分制そのものがもつ性格から困難であるとの強い反対意見が存在した。

先の学校建設委員会のメンバーでもあり、文部大臣としてシシコフの後を継ぐことになるリーベン伯爵の意見である。

「かかる制度は、身分というものが、一方が他方から厳格に区分され、一方から他方へと、とりわけ、中間身分が貴族身分へと移行することが、極めて困難であり、貴族があれこれの任務を任せられるにあたって、長期の、しかも、極めて榮譽ある勲功に対して与えられる、そのような国家においては、かなり容易に実現しうる。しかし、ロシア帝国においては、ここでは、中間的ないし市民的な身分が存在せず、ひとり商人身分のみが、何とかそのようなものとしてあるが、職人身分といえ、あらゆる点で、百姓と同じで、常にほとんどが身をもちくずした者たちである。また、あらゆる時期を通じて、富裕な農民は、商人となりうるし、他方では、しばしば、ふたつのことが同時に起こるのである。貴族身分の線は、一方の極で、玉座の脚に触れ、他方では、農民の中に消え入らんとする程、無限の長さをもっており、市民的身分や農民身分の内の多く者が、軍務や公務の官位を獲得ることによって、貴族に加わっているのである。従って、このような国家では、かかる学校建設は不可能である」¹⁵と。

ここに述べられている貴族と農民の身分間の距離、中間・市民身分の不在、職人＝農民、そして、中下層諸身分の貴族への上昇などは、既にみた当時の身分状況、身分移動に関する諸局面をそのまま表現するものであるが、とりわけ、そこで示している都市中間身分の脆弱性に関する認識は興味深い。学校制度を三系列に分割しこれを身分制に対応させようとした場合、その中間に位置する学校系列、郡学校に対応する中間身分を確定することが極めて困難であったのである。

このリーベンの見解に対しては、同委員会のメンバーからの反論もなく、そこでは、大筋でこの見解に同意したといわれているが、全体として身分制度と学校制度の結合の方針は既に揺るがぬものとなっており、結局、その方針は「可能な限り」追求されるものであること、また、各学校への身分指定は、「優先的」なものであって他を完全に排除するものではない¹⁶との多分に妥協的な結論に落ちつくことになる。

こうして成立した1828年法は、ギムナジアと郡学校と教区学校の三者を身分制度全体の中にそれぞれ位置づけようとするものであったが、貴族官吏優先のギムナジアを除けば、それほど強固な位置づけをもって成立したものではなかった。下層身分を大衆とする教区学校はともかく、郡学校の位置は不明確であり、それはせいぜいギムナジアではないこと

あるいはそこからは排除された者たちを受け入れる学校に過ぎず、いずれにせよ、ギムナジアとの関係においてのみ意味をもち得る存在であった。この点は、後にはっきりと形を現すだろう。

(2) 身分制的学校政策の展開

さて、以上の過程を経て成立した1828年法に基づく身分制的学校政策は、どのように展開したであろうか。表4は、1860年代学制改革が準備されるまでの三種の学校の量的推移を見たものである。この表からも既に窺えることであるが、1830年代後半から1840年代にかけて若干の前進があった他は、この時期全体としては停滞した状況のままであった。

ただその停滞した状況の中で注目すべきは、非貴族を含めた人々の教育志向の高まりとこれに対して政府がとった対策である。

表4 1830-1850年代文部省管轄下諸学校の学校数および生徒数の推移¹⁷

	1830	1834	1840	1845	1850	1855
ギムナジア						
学校数	62	64	73	75	74	76
生徒数	?	16,506	16,854	20,436	18,764	17,817
郡 学 校						
学校数	416	419	439	447	433	439
生徒数	?	25,833	?	?	26,262	27,309
教 区 学 校						
学校数	718	574	983	1,047	1,062	1,106
生徒数	?	23,041	?	?	44,397	49,101

この時期の文部大臣エス・ウヴァーロフは、1840年12月の秘密回状のなかで、総じて貴族以外の者のギムナジア・大学へ入学抑策にもかかわらず、そこへの教育志向が高まってきた現状に対して自己の危惧を次のように表明した。

「教育への志向が至るところで活発になってきており、今や、より高等の学問への志向が過度のものとなり、いかなる形にせよ、世俗的な身分秩序が揺るがされることのなきように配慮すべき時に至った」¹⁸と。

彼は既に1837年からそのような動機から授業料政策に着手し、その後1842年と1844年に

は授業料の増額を行っている。1845年のツァーリを前に大臣報告書を読みあげたが、そのなかでは、授業料増額政策の理由が身分制の維持にあったことを率直に述べている。それは、「教育施設の概算を増加させるためのみならず、若者の教育への志向を、様々な種類のその身分の市民的生活にふさわしい領域に止どめるためでもある」と19。

次いで、この報告書が読まれた際に、ツァーリ、ニコライ1世は、ギムナジアへの雑階級人の流入を防ぐ方法はないかと要求したのに対して、ウヴァーロフは、商人、町人、その他の担税身分子弟のギムナジア入学を抑制するためには、各々が属する身分団体からの脱退（証明書）を入学条件とする措置を採用すべきと答えたのである。これに対し、ツァーリは、第1ギルドの商人はそのような条件を科すことなく入学を認めるべきとこの特権身分を擁護し、結局、1845年、第2ギルド商人以下の身分のギムナジア入学抑制に関するもうひとつの措置ができあがった20*。

*この措置は、19世紀60年代以降も担税身分として残り続けた農民の場合、20世紀初頭に至るまで廃止されない。

そして、さらに、政府内では、官僚育成・登用といった政策レベルで、ギムナジアが文官養成機能をもつとの位置づけが1849年に最終的に確認された。さらに、同年、ギムナジアを終了した担税身分の者に与えられる身分資格は一代名誉市民どまりとすることも決定された21。つまり、この1840年代末に至るまでに、担税身分のギムナジアへの入学を抑制しながら、なおもここを通じたの貴族への身分上昇を図ろうとする者に対してはその道を閉ざしながら、貴族身分そのものの擁護とギムナジアの貴族官僚優先を貫徹していったのである。

このようにして、1828年法の精神は政策原理としても確立することになった。

ところで、注目すべきは、担税身分に関する措置を決定した際に、ウヴァーロフが、郡学校に次のような形で言及している点である。これで、「ギムナジアは貴族と官吏の子弟に優先的な教育の場となり、中間身分は郡学校に向かうことになる」と22。ギムナジアの貴族・官僚優先のもうひとつの結果は、そこから排除された者が郡学校へと向かわざるをえない。それは「中間身分」であると。この時期の文部省の政策は、ギムナジアが主軸であり、他の二つの学校、特にこれに隣接する郡学校は、この政策に伴って展開する二次的位置にあったといえるであろう。

果たしてウヴァーロフの予定したような結果が得られたであろうか。

1830年代から1860年代前半にかけてのギムナジア生徒の身分構成を示したのが、表5である。既に述べたように20年代末に貴族官僚層が7割強であったのが、1830年代から1850年代にかけて、これ以外の身分がギムナジアへの志向を強く現わしていたなかで、全体のほぼ8割を堅持していたのである。しかも、1840年代後半以降は、先に述べた政策展開のなかで、その割合を増加させていたとさえ考えられる。すなわちギムナジアに関しては1828年法がめざした身分制原理は貫徹したといつてよい。

表5 1833-1863年ギムナジア生徒の身分構成²³

	1833年 39校	1843年 51校	1853年 58校	1863年 72校
貴族・官僚	5,910 (78.9%)	10,066 (78.7%)	12,007 (79.7%)	17,320 (72.3%)
僧侶	159 (2.1%)	218 (1.7%)	343 (2.3%)	666 (2.8%)
担税身分	1,426 (19.0%)	2,500 (19.6%)	2,719 (18.0%)	5,707 (24.9%)
計	7,495人	12,784人	15,070人	23,693人

*上記の数値は、身分構成の資料がある学校に関するものに限られている。

50年代後半までのギムナジア政策において貫徹した身分制原理は、しかし、郡学校政策においては、その制度上の規定、すなわち、とりわけ商人・職人を優先させるという意味では、やはり、実現しなかった。この時期の郡学校に関する身分統計資料はきわめて少なく、地域的に限定された資料(表6)であるが、これによれば、優位を占めているのは、町人(37.4%)、貴族(24.5%)、商人(9.9%)の順でこの学校が目ざした優先身分とは異なり、そして、何よりもなお貴族の存在がまだ極めて大きい。この点に関しては、貴族・非貴族を区分して作成されているサンクトペテルブルグ学区64校の資料(表7)ではさらに明瞭で、貴族は何と4割近くをしめており、おそらく身分構成の上で最も優勢だったと思われる。すなわちギムナジア数が抑制された状況の中で、ギムナジアに吸収しきれない貴族を拾っていたというのが、この当時の郡学校の状況であったと思われる。郡学校の増大がこの当時進行していたのであれば、都市中間層の増大も予想されるが、この学校も先にみたように全体として停滞した状況にあって、1850年代に入ってから、学校数で430校から440校の間で、また、生徒数でも27,000人前後でほとんど変化がなく頭打ちの状況にあった²⁶。

表6 1858年、スモーレンスク県の郡学校、教区学校生徒の身分構成²⁴

	貴族	尉官	僧侶	役人	商人	町人	軍人	雑階級人	農民	合計
郡学校	106	59	13	11	43	162	1	11	27	433人
	24.5	13.6	3.0	2.5	9.9	37.4	0.2	2.5	6.2	100%
教区学校	66	40	13	7	52	452	44	47	82	803人
	8.2	5.0	1.6	0.9	6.5	56.3	5.8	5.9	10.2	100%

表7 1853年、サンクトペテルブルグ学区ギムナジア、郡学校、教区学校の生徒に占める貴族の割合²⁵

	A. 総生徒数	B. 世襲・一代貴族子弟数	B/A×100%
ギムナジア(13校)	2,834	2,265	79.9
郡学校(64校)	4,686	1,814	38.7
都市教区学校(108校)	7,613	883	11.6

しかし、以上のギムナジアに関する身分政策の抑圧的なあり方、そして、これを補完するに過ぎない郡学校政策のあり方は、1850年代の末に次のような現象となって現れた。1857年、新帝アレクサンドル2世のもとで、ギムナジア生徒数それ自体を抑制していた政策が改められたが、これに伴って現われた現象である。60年代の学制改革を準備する文部大臣イエ・ペ・コヴァレフスキーは、その58年度の上奏報告書のなかで、ギムナジアの生徒数が前年度に比して10%増、それに対し、郡学校、教区学校のそれがわずか2%増であったという事実について、次のように述べた。

「ギムナジア生徒数の著しい増大という事実は、我が国で高等の教育への志向が発生し始めていることを示すものであるが、それとともに注目すべきことは、モスクワ学区に関していえば、1858年のこれらの学校（ギムナジア——引用者註）の入学者の大部分が町人、手工業者、職人といった身分に属していたことである、しかしこれに劣らず注目すべきは、……教区学校や郡学校の生徒数は、ヨーロッパのあらゆるキリスト教国家に比して、極端に少ない」²⁷。

ここで教育大臣が「注目している」ことがらは、明白である。政府が多少門戸を開いたギムナジアに、潜在的にはそこに強い欲求をもっていた町人、手工業者、職人といった下層身分が殺到することになった。本来ならば（1828年法によれば）、彼らは、教区学校や郡学校に通いそこにとどまるべき存在であるにもかかわらず、彼らがさらに、その枠を越えてギムナジアに向かってきている、そのような思いが後段の文脈に連なっている。

先の引用に続けて、教区学校や郡学校の停滞について、「この嘆かわしい現実の原因が、一方で、教育に対する住民の「無頓着」にあるかもしれないとしつつ、「真実は学校が住民の共感をひきおこさずにあるということについても語るよう求めている」²⁸と、教区学校や郡学校が彼らの要求に応えていないことを率直に認めていた。

すなわち、改革を前にして、ここでの認識は、郡学校・教区学校自体の充実・改革なしにギムナジアを守ることは困難というものであった。これは、文部省の1860年代学制改革準備のひとつの出発点であった。

さて、最後に、1828年法成立後の教区学校に関する政策展開について、その主要な変化について触れておこう。1828年法の支配下にあったのは、その設立を含め地主の裁量に任せられている地主領（農奴のため）の村落教区学校…形式的には文部省管轄、都市（下層身分）の教区学校…同省管轄、そして、国有地（農民のため）の村落教区学校…国有財産省管轄の3種である。この内、地主領の村落教区学校は、ほとんどないに等しい状態のまま推移する。また、文部省の管轄した都市教区学校は、都市の財政基盤が弱く飛躍的な増大は不可能となり、1840年代に入ってから増大は緩慢なものとなっていく。

19世紀30年代以降の教区学校レベルの初等学校政策における変化の特徴は、地主領を除く農村部で教育普及が開始されることである。1836年から、所領を問わず宗務院が教会付属学校の普及に乗り出し、また、国有財産省の国有地農民のための村落学校普及策と皇室領庁の皇室領（御料地）農民とするための初等学校普及策がほぼ同じ頃から準備され40年代に入って本格的な展開をみせる。従って、60年代の改革時期に至るまでに、5省庁が初等学校を管轄し、身分別でいえば、4種の学校（地主領農奴、国有地農民、御料地農民と都市の下層身分それぞれの学校）に分れていたのである。こうしてみれば、1828年法下の初等学校（教区学校）、そして、その後新たに創設された初等学校を含む初等学校制度全体において、身分制は貫かれていたといつてよい。

これらの初等学校政策着手の動きを一括してとらえることはできないが、農民教育の問題として共通の課題となり始めていたのは、宗教（正教）教育の普及であった。この時期、農民教育の普及に最も意を注いだのは、国有財産省であったが、この省が政策に着手するその当時の農民の動向について、また、それとの初等教育の必要性との関係についての興味深い資料がある。

1833年から36年にかけて第8回納税人口調査が実施されたが、その報告書は、活発化し出した農民の出稼ぎに注目して、次のように述べている。

「多かれ少なかれ読み書きへの要求は、国民の間に既に明らかなものとなっていて、そして、上層の方向づけや指導なしには、また、諸々の定めにおいて信仰や道徳を確固たるものとしなければ、その要求は、国民を誤った道に導く可能性をもっている。多くの何千という農民が、一時的に両首都で、賃仕事で働いて暮らすようになっており、彼らは、自分の村に、聞き知った知識を広めているが、その知識は、しばしば歪められて解釈されているもので、道徳や宗教的な理解にとって有害なものを含んでいる」²⁹

これまでみられなかった大都市への出稼ぎを通じて、農民が農村にはない文化、生活をそこに持込み、農村の古い秩序に動揺をもたらしている。その出稼ぎが国民の知識欲を促している。この報告書では出稼ぎが既に動かしがたい事実となっていることを認めたい。このような動向に政府が積極的に対応すべきであり、国民を、また、社会秩序を動揺させるような「誤った道に」導くことがないように、上から方向づけ、指導することの必要を強調しているのであった。この事実を引用して、官側史家は、初等学校（国有地農民の学校）の課題が以下の点にあったことを確認している。

「(その学校は、)単に、農民の間に知識を普及する……というだけに限らず、主要には、農民の間に、道徳と秩序の主要な基礎としての、正教信仰のおきてと忠良な臣民の義務を確固たるものとする」ところにあった（『国有財産省事業50年、1837-87年、史的概観』）と³⁰。

小 括

以上に、19世紀前半のツァーリズムによる身分制的学校制度の成立とその展開について概観してきたが、この制度に基づく教育政策の基本的な特徴について、以下のように整理することができる。

第一に、身分制的学校制度・政策の基軸は、ギムナジアにあり、この学校における貴族官僚の優先とそこでの官僚養成機能の定着である。そして、他方で、これと関連してのギムナジアからの担税身分の排除という政策の成立である。

第二に、そのギムナジアを上位の基軸として、身分制的学校制度の三支柱が成立した。ギムナジア＝貴族優先を基軸として、郡学校＝商人・職人を優先身分とする都市住民ないし「中間身分」、そして、教区学校＝下層身分というさらに二つの軸を据えたのである。しかし、これらの身分優先指定、とりわけ郡学校の身分指定そのものについて、すでに構想時から対立議論があったように、矛盾に充ちたものであった。

第三に、以上の文部省の身分制的教育政策の展開と並行して、最も下位の初等教育のレベルにおいて、下層身分それ自体の内部の身分区分に応じた各種初等学校制度が成立・展開していた。

第四に、この政策の推移の背後で、身分制そのものを洗う、身分移動ないし社会移動が徐々に進展しており、これは、とりわけ、中下層の身分の教育志向に直接間接の影響を与えていた。

以下にみる1860年代から1870年代の学校制度改革は、上記のような特質をもつ身分制的学校制度を、現実に対応させてどのように変更するかという課題と、他方で農奴解放を中心とする「大改革」の要求にどのように対応させていくのかという課題をあわせもつこととなるが、その際、学校制度の構造的な改革に関していえば、次のような課題が存在していたといわなければならない。

第一には、ギムナジアの系列に関して貴族官吏優先の原理を制度・政策的に維持するか否か、担税身分への入学の機会を積極的に容認するか否かという問題である。第二に、文部省管轄の残る郡学校・教区学校の二つの系列の学校制度をどのように充実していくのか、とりわけ、ギムナジアと教区学校の中間に位置する郡学校の系列に関する制度をどのように改造するのかという問題、そして、最後に、上記の第三の点に関わるが、最も下層の諸身分に対応する各種初等学校制度をどのように存続ないし改造していくかという問題であった*。

* 1860年代初等・中等学制改革に関する既往研究において、通常、初等教育（国民学校）改革と中等（ギムナジア）教育改革の二つが注目されるが、両者の間に位置する郡学校改革については、しばしば無視されている。本論文（次章）ではこの部分は学校制度全体の改革準備から改革の成立に至る過程（さらには、20世紀初頭に至る制度全体の展開の過程）を検討、評価するうえで不可欠の部分と考えている。

第2章 1860・70年代の初等・中等学校制度改革

第1節 農奴の解放と身分制の再編

前章で、既に農奴解放前の国家の身分制の維持、強化に関わる政策が、身分制そのものの矛盾を抱えながら、あるいは、その農奴制社会内部における資本主義的な諸関係の進展、社会の流動化のなかで様々な矛盾をもって展開することをみた。ツァーリズムによる農奴解放を中心とする1860・70年代の改革は、クリミア戦争の敗北を最大の契機の契機として、過去の社会・国家がもつ矛盾を解決すべく、また、その体制を新たな条件に適合すべく、その根本的な改造をめざしたものであった。そこでは、いうまでもなく農奴制の廃止が決定的な意味をもった。1861年の農奴制の廃止は、ロシアに資本主義を確立させる方向での諸条件を生みだし、これ以降の農民層の分解、出稼ぎを含む社会移動に拍車をかけたことはいうまでもない（もちろん、ロシアの場合、その方向が共同体の存在によって強く抑制されたことは事実であるが）。さらに、これと連動して行われるその他の社会・経済的な諸改革は、専制の社会経済的基礎を新たな条件に適応させて強化するものでなければならず、とりわけ、商工業を担う階層の活性化を課題としていた。1860年代前半の国家による身分制の再編は、これらの課題を背景として、行われたものである。

表8は、1863年のヨーロッパロシア地域住民の身分構成である³¹。

表8 1863年のヨーロッパロシア地域住民の身分構成（総人口60,909,309人）

身 分	人 口	総 人 口 比
世襲貴族	677,417人	1.1%
一代貴族	296,675人	0.5%
僧侶	611,054人	1.0%
都市身分	4,794,175人	7.9%
(世襲名誉市民)	(17,502)	(0.03%)
(一代名誉市民)	(17,801)	(0.03%)
(商人)	(465,996)	(0.8%)
(町人)	(4,032,530)	(6.6%)
(職人)	(260,346)	(0.4%)
村落身分	49,484,665人	81.2%
(国有財産省管轄下農民)	(23,138,191)	(38.0%)
(農奴的従属から脱却し 地主地に在住する農民)	(23,022,390)	(37.8%)
(皇室領庁及びその他の 諸官庁管轄下農民)	(3,326,084)	(5.5%)
その他	5,045,323人	8.2%

まず、この時期の農民改革によって、旧地主地の農奴が解放され、この身分は制度上「村落自由住民」身分へと昇格するが、のみならず、すでにその地位にあった他の農民身分、国有地農民、皇室領（御料地）農民の地位に並び、これらは徐々にその統合が図られていくことになる。つまり、表8に見るように、人口の8割以上をしめる農民身分の統合が図られていく。この点がここではまず第一に重要な点である。この動きは後述するように国民学校改革に直結する。そして、また、その三者は、1863年にいずれも、しばしば実態として進行していた商人への移行を身分的な権利として獲得することになる。

また、1863年の都市身分に関する改革は、町人に、人頭税を免除し、また彼らに対する体刑をも免除した。一定の資本額をもてば商人ギルドに移行できることは、既に述べたとおりだが、さらに、商人身分へとその地位は接近する。

また、商人のギルドについては、同年従来之三ギルド制からニギルド制へ整理統合されるた。

貴族についてはいうまでもなく、農奴所有に関する特権を失った³²。

以上のように、ロシアの身分制は、貴族の特権の縮小と農奴の「自由身分」としての身分的権利獲得を両極として、相互の身分格差（中間身分を含めて）が全体として縮小される方向で再編され*、既に実態として進展していた身分間の移動をさらに促す形で改革が進行してたといいよい。農民身分間の移動、出稼ぎで長期にわたって都市に住む労働者＝農民の存在、一定の資本額をもって商人へ移行する町人身分、農民からの商人へと上昇する農民＝商人、こういった都市中間階層が身分の枠を越えてますます流動化ないし活性化することになる。後述する学制改革準備の過程で現れる「工商階層」や「農工身分」の教育とはまさしくこれらの部分の教育を念頭においてのことであった。

*しかし、ロシアの身分制度の両極には、特権身分としての貴族と農奴解放によって「自由身分」となったとにせよなおかつ他の身分と同等ではない農民とが存在し、その意味では農奴制的構造が残ったことも見逃せない。例えば、農民人頭税廃止は1882年、体刑を免除されるようになるは1904年8月、そして、農民身分の権利を他の身分と均等化するための法を制定する作業が開始されるのは1905年革命前後である。そして、教育の世界でいえば、先の1845年の決定の廃止によって、共同体の許可なしに中等・高等教育への進学が可能となるの1906年の緊急勅令「農村住民と旧人頭税身分の者の権利の若干の制限の廃止につい

て」である。1905年革命期に至るまでのギムナジアにおける貴族優先と農民の排除とはこのような構造の残存を端的に示すものだといってよい³³。

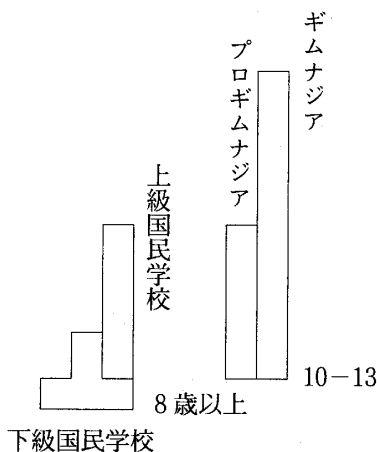
第2節 1860・70年代初等・中等学校制度改革

(1) 1860年代初等・中等学校制度改革

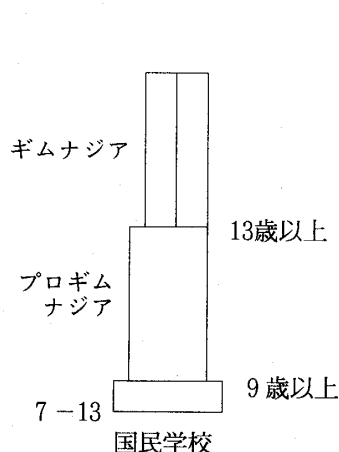
さて、前章でみたギムナジア等の文部省の初等・中等学校制度改革準備は、50年代後半から開始されるが、その後、61年の農奴解放令公布を前後して、初等学校改革と中等学校改革は分離されて、1864年にそれぞれ独自の規程を持って改革が成立することになる(1864年初等国民学校規程、1864年ギムナジア・プロギムナジア令)。その原因は、主として後にも述べるように、初等学制改革が農民改革に伴って文部省以外の他省庁管轄の学校改革を含めて準備され直すことになったことによるものである。その時点までの文部省管轄下の学校制度改革に関する二つの法案、1860年に発表された「文部省管下初等・中等学校令案」と1862年に発表された「文部省一般教育施設令案」はよく知られている。

それぞれの案が構想した学校制度図と1864年の段階で実際に成立した学校制度図が、図の③④⑤である³⁴。ここでは、まず、これらの制度図を参考にしながら、1860年年代に、過去のギムナジア、教区学校、郡学校がどのように改革されるかについて素描する。その際、重視すべきことは、それぞれ新たに構想された学校がどのような身分・階層を対象としいかなる機能をもって成立するのか、その際、1860年代以前に指定されていた身分優先指定の規定はどのように変化するのか。また、各学校の位置は、従来の学校制度全体との関連でどのように変化するのかといった点である。

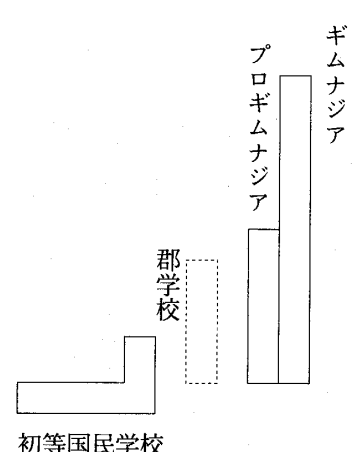
③1860年法案の学校制度図



④1862年法案の学校制度図



⑤1864年の学校制度図



① 「国民学校」

まず、教区学校ないしは初等学校の改革過程から検討しよう。従来の文部省支配下の教区学校の改革という点では、既に1850年代末から準備が開始され、1860年の法案でそれを「下級国民学校」へと再編する構想と、また1861年につくられ翌年発表された1862年法案では、「国民学校」へと再編する構想があり、いずれも広く下層身分大衆「国民」への初等教育の普及を課題とするに至る。文部省によるこの改革構想は、しかし同時に、農民改革、すなわち、先に述べた解放前の各種農民身分の、制度上のまた実態としての統合が展開するなかで推移しており、それとの関係で常に手直しをせまられる性格のものであった。農民改革との関係あるいは身分制度との関係という点でいえば初等学校改革は最も直接にその影響を受ける位置にあった³⁵。

農奴解放令公布前に準備された1860年法案は、全体としてなお身分制的な痕跡を強く残していた。「下級国民学校」は、「あらゆる身分の人々に、初歩的ですがすべての者に必要な知識を普及することにある」（同法案第19条）とその設置目的が規定されているように、あらゆる身分を予定しているかのように見えるが、そうではない。というのも、それは同時に構想された「上級国民学校」（これは従来の郡学校の再編の一部として構想された）が、「あらゆる身分に開かれるが工商階層（クラス）の者に優先的に開かれる」（同法案第52条）とあるように、なお特定階層の「優先」入学を予定するもうひとつの「国民学校」との関係において存在するものであったからである³⁶。さらにそれぞれの学校はそれ自体で完結することを予定する点で、1828年法の性格を基本的に受け継ぐものであった。

しかし、その後の農奴解放令編纂・公布後の1862年法案は、国民学校は「各人が人間として然るべく自己の権利と義務を理に適ってないうるよう国民を道徳的かつ知的に教育することを目的とする」（同法案第13条）とあるように、ある身分や階層の指定を行おうという姿勢はみられず、さらに、この国民学校からの上級の学校への制度的連続をさえ予定していた（同法案第163条）³⁷。

二つの改革案の相違については、作成した主体の性格や当時の社会的教育的世論の問題など議論されるべきことはあるが、しかしその違いを決定的なものにしたのは農奴解放令の編纂と公布の事実である。1862年法案作成者は、前法案と異なり農民改革あるいは身分制の変化を明確に意識している。この法案への解説文書はいう。

「現在、農奴制の廃止に伴って、また、これを通じて全ての者に例外なく市民的諸権利と人間的諸権利とが下賜されることによって、[従来からの特定職業への準備教育をめざ

す] かかる (専門的) 傾向の教育の方向は当然継続し得ない。どんな時にもまして、人々をあらゆる舞台にそしてあらゆる活動に準備することが緊急に必要である」(〔 〕内及び()内は引用者註) と。

そして、この人間的諸権利を合理的に行使するためには、そのことの大衆による理解、合理的労働への愛、自らに対するあるいは人間一般に対する尊敬の念が必要である。「そのような条件のもとでのみ、わが国でなお支配的な身分間の分離が廃止せしめられ、そして、すべての社会的な活動者の間の職業の合理的区分が現れてくるのである」と。

先にみた国民学校の目的規定に登場した「人間」という制度概念、また、ここにある、「身分間の分離の廃止」といった概念は、現実の農奴制廃止や身分制の推移から見れば、過大な評言といわなければならないが、その歴史を展望する点で立場は極めて明瞭である。

この点、直接解放される農民に関わって言及している以下の表現についても同様のことがいえる。

「現在、あらゆる自己の生活を今日に至るまで機械的な義務的労働に身を捧げてきた2,200万の、そのほとんどが文盲である村落住民は、今や市民的な諸権利とともに、自らのために労働する権利を授かり、自由な労働へと移行することになり、その成功のため道徳的かつ知的な教育が必要となっている」³⁸ と。

しかし、これら実際とはかなり遊離したところでの、農奴解放あるいは身分制の変化に関する評言のある一方で、実態にそくした重要な事実と展望が、これはまさに1860年代の初等学校改革がなし得た点であるが、指摘されている。それは、当時展開されはじめた解放前の各種初等学校の統合という事実についてである。

農奴解放令では「帝国の全村落住民を共通にして一様なに原理の上に据える意向が表明されている」が、「国民学校」は、「この一事に従って、君主の善なる思想の実現させること、すなわち、あらゆる村落住民を統一し、それらを道徳的に統合させること、このための主要な道具のひとつとなるべき」ものであると³⁹。

1862年の文部省法案公表の一方で、政府全体としては、各種初等学校の管理統合策を模索していたが、1863年までに、文部省下の初等学校すなわち教区学校と解放前から存在する国有財産省や皇室領庁の村落学校、そして、農奴解放令実施機関が管轄する地主地の村落学校、さらに、宗務院の教会付属学校を、また、それらが対象として来た身分でいえば、都市の主として町人身分、そして、国有地農民、御料地農民、地主地農民といった身

分の初等教育を、共に「国民」を対象とする「初等国民学校」として統合する構想（1863年「国民学校規定案」）を持つに至り、最終的にその構想を1864年「初等国民学校規程」として制度化する至るのである。1864年の規程では、「初等国民学校は、国民の宗教的かつ道徳的な観念を確固たるものとし、初歩的にして有益なる知識を普及することにある」（第1条）との目的が規定されることになる⁴⁰。この学校が対象とする者について、身分という概念は既にもここにはなかったが、ここで規定される「国民」とは、上に列挙した諸身分であった。

1862年の法案や解説文書に見られた「人間」あるいは「国民」といった概念が結局この改革期に近代的な意味で成立することはなかったにせよ、この時期、下層身分大衆の身分的地位の上昇と下層身分大衆の中での身分枠の撤廃という方向に対応させて初等学校制度の統一を図ったという事実は注目されてよい。ロシアの国民的な規模での初等教育制度はとにかくここに成立したのである。学校制度の構造全体において19世紀60年代以降が19世紀前半と異なる点は、そこに占める初等学校制度の位置が極めて強固なものとして成立したところにある。この後政府はまず文部省を通じて、1860年代末以降村落部を中心とする国民学校の模範学校創設を契機として本格的に初等国民学校政策に着手することになる⁴¹。

② 郡 学 校

次に、郡学校改革の動向について述べよう。上記の初等国民学校改革が1860年代の改革の中で次第に強固な位置を占めるべく展開していたのに対して、郡学校改革は、もう一方の極のギムナジア改革とのほざまで、自立的な展開をなしえない方向で推移することになる。

当初文部省は、この学校に対するかなり思い切った改革を構想していた。1860年法案はその前書きの解説にあたる部分で次のように述べていた。

「郡学校に対していかなる見解をとるのか。…より強化した多数の教区学校と若干の郡庁所在都市ではギムナジアの下級クラスにとり返ることが有効と考えるべきか」⁴² と。

改革前の郡学校がギムナジア政策に伴う二次的な位置にあって固有の役割を果たし得ていない状況については先にみたとおりであるし、その不人気については文部省も自覚していた。ここに述べられているのは基本的には郡学校廃止・再編である。問題はその先である。1860年法案の全学校制度は、一方に従来の教区学校を母胎とする「下級国民学校」、

そして、その対極に基本的に従来のそれを存続させたギムナジアを設置を予定しているが、それら二つの学校系統に向かって、それまで固有の位置役割をもちえなっていた郡学校を両極分解させる形で、すなわち「上級国民学校」（先の引用の「より強化した教区学校」）と「プロギムナジア」（同「ギムナジア下級クラス」）という新設の二つの学校への再編を構想したのである（制度図参照）。

ところで、この1860年法案の「上級国民学校」の目的規定については先に触れたように、「工商階層」への「優先」という形で、従来の郡学校のように「商人、職人」といった明確な身分ではないにせよ、ひき続きある特定階層を優先しようとする姿勢、あるいはその種の学校の存続の姿勢は明瞭である。しかし、ここで重要な問題はこの法案に既にあらわれているこの種の新しい人材、商工階層の教育への政府の期待である。この点については次の1862年法案に対する解説文書がより鮮明に要求する点である。

1862年法案では、この法案への解説文書が「国民学校は従来の郡学校や教区学校に代わるもの」と述べているが、その制度構造から既に明きらかなように、前法案で郡学校をひきずった形であった「上級国民学校」は存在せず、もはや郡学校はいかなる形にせよ存在しえないといった段階に議論は進んでいた（制度図④参照）。しかし、ここでも、過去の郡学校を厳しく批判するなかで、また、同時にギムナジアに言及するなかで、やはり先に述べた新しい人材養成への期待が述べられる。そこではおおよそ次のように述べられる。

郡学校は、それが特に「商人」「職人」その他の都市住民によりすぐれた道德教育を与えることを使命とするものであったが、実際には、全くこの改革（1862年法案）がめざす「人間」もまたその固有の使命たる「専門家」を教育する現状にない。そこでは、学年上昇に伴って生徒数は少なくなり、しかも、その上級学年に残っている者たちはほとんど下級官位取得（ギムナジアより下位の官位獲得の道がこの郡学校にも与えられていた）を目的とする官吏の子弟だけであると。つまり本来の目的とは異なって全く別の人材を輩出しているのである。こうして、もはや郡学校は社会の信頼を失っているのである⁴³と。

他方では、現在まさに必要な人材、この文書の表現によると「祖国の生産諸力の運動をつくることのできる教養ある」「工農身分」を育てることが全く放置されてしまっている。彼らは、従来の郡学校に向かうこともなく、そして、後述の特権的なギムナジアからも排除されて、結局教養のないまま放置されて来たのであると。この種の階層のうちのわずかな例外、教育を受けるチャンスがあった者といえ、ほとんどが公務へと移行し、「無駄に官吏の数を増やしている」に過ぎないと⁴⁴。

二つの法案における郡学校改革の構想は、その根本的な改革という点で共通するが、一方の二つの新設制度への分割再編か、他方のほとんど形も残さず制度全体の中に消滅させていくかの違いがあり、1862年以降の時点でこのいずれかを選択しなければならない状況にあったが、この後、1863年には、先に述べたように、文部省の教区学校を含む初等国民学校改革が独自に展開し、他方で、ギムナジア改革も独自に展開することになった。つまり、この時点で、文部省管轄の学校として統一的に構想されてきた初等・中等学制改革が分解することになり、両学校制度との関係で議論されてきた郡学校改革が宙に浮いてしまう事態となったのである。この後の経緯については再び触れる。

③ ギムナジア

さて、ギムナジア改革であるが、既に触れてきたプロギムナジア創設の問題を除けば、政府にとって最大の問題は、これまでの貴族官僚優先の路線を引き続き維持するか否かという問題であり、他方ではこれと直接の関連をもつ実科ギムナジア創設の問題である。

この1860年代の改革ではその従来からの身分的性格、貴族官僚優先の姿勢を政府は持ち続けたであろうか。結論からいえばやはりそうである。従来のギムナジアは実科ギムナジア創設に伴って古典ギムナジアへと改革されていくが、そこでの貴族官僚優先の姿勢は基本的に変化しなかった。

先にみた最も急進的な性格をもつ1862年法案作成時でさえ、その解説文書に明らかなように、ギムナジアへの非貴族、担税身分の進出を拒否している。

「そこ（ギムナジア—引用者）には貴族や官吏の子弟のみならず、担税身分の者が入学し始めている。彼らはギムナジア教育の道によってこの身分から官吏身分への移行を考えてきた…かくも有害な傾向すなわち教育を受ける者が、自らの身分から脱出しようとする志向を弱めることはぜひとも必要である」と⁴⁵。

またさらに、次のように述べる。過去の政府は、これに対し、身分団体からの脱退証明なき担税身分の者のギムナジア入学を禁止する措置をとったが、その結果は、結局「官吏への志向をいくらか弱めることができたものの、悪を断つ状況とはならなかった」と⁴⁶。

*。

*1863年ギムナジア・プロギムナジア令案の解説文書にも、文部省の同様の姿勢が現れている。そこでは、すべての身分にそれぞれ比較的高い教養は必要であ

ることが強調される点で改革の姿勢を示すが、ある身分からの脱出を前提にするならそれは容認されることではないと述べられている⁴⁷。

これらの引用に明らかなように、貴族官吏を除く担税身分がギムナジアに向かうことに対してこれを基本的に阻止しようとする姿勢は明確である。他方で、この文書は、ギムナジアが、既に「公務のための官吏を養成する施設である」という性格が1849年に「最終的に確認された」と述べて⁴⁸、その性格は今後も動かし難い事実として再確認しているのである。

この1862年の極めて近代的な改革案も、ギムナジアのその官僚（文官）養成機能やそこでの貴族官僚優先の原理に手をつけることはなかったのである。

ところで、1864年のギムナジア・プロギムナジア令には、「資格や信仰の別なく、あらゆる身分の子弟」（第53条）が学ぶとされ⁴⁹、また、1828年法に見られたような貴族官吏の入学を予定するような規定といったものは一切なくなるが、上述のように、これは過去のギムナジアから古典ギムナジアへの変化に際して貴族官僚優先といった政策原理が薄れたのではなく、むしろ、新設の実科ギムナジアのギムナジア参入に伴う必然的变化であったと考えるべきであろう。これを含むギムナジアに貴族官僚の身分優先指定はもはやありえなかった。

この実科ギムナジア（あるいは後の実科学校）の創設こそ、後の中等教育史を左右するという意味で1860年代中等教育改革の最も重要な部分であるが、先の郡学校廃止・改革の中で触れたように、そこでは、「祖国の生産諸力の運動をつくることのできる教養ある人物」の育成が課題であり、これを「工農身分」の内につくることが課題とされていた。1862年法案が期待したこれらの階層は実科ギムナジアにおいて育成されるはずであった。最終的な1864年のギムナジア・プロギムナジア令では、その課題を果たすべく、実科ギムナジアを卒業した者に高等専門教育機関への入学を予定したのである（同法令122条）⁵⁰。彼らを大学の一部の学部に進学させるという少数意見はあったにせよ、基本的に大学への進学権を認めなかったのは、先に述べてきたような貴族官吏優先の古典ギムナジアとの間に一線を引く必要があったからである。

しかし、こうして見るとこのギムナジアの中に、基本的に貴族を優先させる部分と非貴族ないし「祖国の生産諸力」を支える新たな教養ある階層を優先させるという異なる原理が潜在化させられており、そこには当然対立の契機が含まれていたといっていよいである

う。

ところで、上記のように1864年に初等国民学校とギムナジアに関する二つの改革案を成立させた後の1865年に、文部省は、同省の刊行物「1862-1864年文部省事業概要」の中で、ほとんど手つかずのまま放置してきた郡学校を、ほとんど1860年法案作成時の構想に戻って、次のように二つの方向で分割再編することを発表している。

すなわち、一方でこれを「二級制教区学校」（あるいは「上級教区学校」）に、他方ではプロギムナジア（あるいはギムナジア）に再編するという構想である。同概要の中ではこれは1862年以降、一部の地域では試行されて来たとも述べている。そして、その再編の条件については、次のように述べていることが注目される。

前者は、基本的な初歩的教育を与えるものであり、「ギムナジア教育を必要としない町人・農民身分がその学校の中で圧倒的となるような」都市の場合に、そして後者は、「より高等の教育ないしギムナジア教育を必要とする貴族・官吏、そして、富裕な商人や工場主の子弟がかなり存在するような」都市の場合に、設置される⁵¹と。

ここには、この段階で既に改革案が成立していた初等国民学校の側（教区学校はこの初等国民学校の一つに位置づけられている）とギムナジアの側とに分離されようとする方向が明きらかである。ギムナジアと初等国民学校の間位置する郡学校は、この段階でも消滅する可能性をもっていた。その際、残る二つの学校制度に対応させている身分ないし階層の区分は、一方に町人と農民といった下層身分大衆、他方に貴族官僚と商人・工場主といった商工ブルジョア層であった。

以上のように、1860年代改革は、下層身分大衆「国民」全体への教育普及をめざす、「国民学校」系統、そして、貴族官僚と商工ブルジョアのためのギムナジア・プロギムナジア系統というふたつの系統の設置を構想しながら、学校制度における身分制的な原理を全体としてはかなり薄める方向にあった。少なくとも1828年法のような三種の学校に対応する入学者の身分優先指定は身分制の変動からしてもまた実態からしても、もはや不可能となっていた。

しかし、それらふたつの学校系統の間に依然として過去の残存物、郡学校の改革問題が残されており、その改革構想は次のような点でプロギムナジアないしギムナジア改革（特に実科ギムナジア創設）と密接にからみあい、絶えず、学校制度における三つ目の系統として固有の位置を占める可能性をもっていた。

すなわち、1828年法の郡学校における「商人・職人」規定を引きずりながらの1860年法案上級国民学校における「工商階層」、1862年法案解説文書に現れる「生産諸力の運動をつくる」「工農身分」、そして、1865年の時点の構想の中で郡学校から再編されるプロギムナジア（ないしギムナジア）教育を受けるべき階層として現れた「富裕な商人、工場主」、これら主として商工ブルジョア層は、この1860年代改革期に一貫して、その固有の教育が期待された新しい社会階層であった。

他方で、1860年代のギムナジア・プロギムナジア改革では、古典ギムナジアの貴族官僚と実科ギムナジアの商工ブルジョアが同じ制度の内に同居させられていたが、そこに潜在化させられている、貴族官僚優先の原理が表面化させられれば、両者は分離し、商工ブルジョア層の教育、すなわち実科教育がむしろ郡学校改革との関連をもつ可能性もそこには存在していたといわなければならない。そして、そこには、後述の「反改革」の出現も予期することができるのである。

表9 1865年1月文部省管轄初等・中等学校の学校数及び生徒数⁵²

学校種別	学校数	生徒数	身分別生徒数及び全体に占める割合				
			貴族官吏	僧侶	都市住民	村落住民	外国人
ギムナジア 等中等学校	94	26,789 100%	18,660 69.7%	974 3.6%	5,554 20.7%	1,032 3.9%	569 2.1%
郡学校	416	23,952 100%	6,910 28.9%	505 2.1%	13,080 54.6%	3,380 14.1%	77 0.3%
教区学校	1,846	81,624 100%	4,623 8.2%	905 1.6%	33,814 59.7%	16,970 30.0%	293 0.5%

(2) 1870年代初等（都市）・中等学校制度改革

1860年代の改革から1870年代の「闘争大臣」デー・ア・トルストイの手によるいわゆる「反改革」への転換は、しかし、既に1860年代改革とそれがもつ問題性の内に準備されていた。

その転換の契機はやはりギムナジアであった。

1864年のギムナジア改革によって、従来のギムナジアの内4分の1（当初計画では半分）を実科ギムナジアに再編する方針が定められるが、これを実施に移そうとする段階で、実科ギムナジアを卒業する者にも大学への進学権を与えよとの要求が現れてきた。これは明らかに政府が実科ギムナジアの使命として予定したものは異なっていた。その原因は、ト

ルストイの見解によれば、そもそも実科教育をギムナジア教育に位置づけたことが誤りであり、そしてその固有の目的があいまいであったためだという⁵³。いわば従来からのギムナジアの目的に吸収されてしまったとの認識である。

確かに、これでは実科教育固有の役割、彼の見解では、「種々の工業、商業の専門的必要」に応えることが不可能であった。こうして「直接、産業の実践舞台における中間種の職業に就く者」を養成すべき実科教育をギムナジアから制度的に分離すべきであるというのが、1871年ギムナジア・プロギムナジ改革とこれと連動した1872年実科学校単独設置法提案の理由であった⁵⁴。この改革によって実科学校は、ギムナジアに比して年限が1年短縮され、その高学年においては従来どおり高等専門学校へと進む基礎学科とその他に機械・技術学科並びに化学技術学科という二つの学科の設置が予定され、より実践的性格を強めることになった（制度図⑥参照）。この学校は、単なる「一般教育」ではなく、「実践的必要並びに技術的知識の獲得にふさわしい一般教育」（実科学校目的規定）を施す学校として改造されるに至る⁵⁵。

このように実科教育を独立して追求するという課題は、既に1860年代改革の内にもあり、それ自体意味をもつものであったが、同時に、実科学校の固有性を強調することによってギムナジアそのものを擁護するというもう一つのというよりは貴族官僚層にとっては、より重要な目的を有していた。すなわち、この改革で、1864年改革後のギムナジアに「多かれ少なかれたまたま入り込んだ不都合なものを取り除く必要がある」と、つまり、いわば不純物を取り除き純化し本来のギムナジアを取り戻すこと、そしてそれを「高等身分」化することであった⁵⁶。ギムナジアはそして大学は貴族官僚のものであるというのが、彼、トルストイのというより多くの貴族官僚層の共通の信念となっていた。

さて、この実科学校改革と同時に成立するのが、60年代改革でおきざりにされた郡学校改革＝「都市学校」への再編（1872年都市学校規程の成立）であった。

先に述べたように、1860年代の郡学校改革は、プロギムナジア（・ギムナジア）と上級の教区学校の二つの学校制度へ向かって分割再編する方向で議論は進められていた。しかし、その後、その全面的な改造は財政的な理由から時期尚早との反対論があり、1860年代後半に入ってもそれは見送られていた。しかし、その過程で、地方から郡学校のプロギムナジアへの再編に関する請願が相次ぎ文部省はこれを受けてようやくその立法化の作業を開始し、1869年にそのプランを提示することになる⁵⁷。それが、1869年5月号の文部省の機関誌「文部省雑誌」に掲載された、「予定される都市学校及び教員インスティトゥー

トについて」である。

ここでは、都市学校の創設に関わる理由について、まず、郡学校が地方の現実の要求に応じておらず、上級学年（3学年）に残る生徒は極めて少ないと述べる。この点は1860年代改革の中でもその改革の必要性を訴えた際と同様の根拠であったがしかし、さらにここでは、ギムナジアの現状および郡学校のそれへの影響についても言及される。

ギムナジアにおいては、その過去のデータで学年別の生徒数をみると、まず下級4学年に生徒が集中していること、しかし、既にその4年間の内に11%の生徒が退学しており、その後もその中途退学の傾向は続き、結局卒業にいたる生徒は僅かに4.2%であると。ここから考えられることは（この文書がいうところによれば）、「わがギムナジアには、最終的に学術教育を考慮に入れている者のみならず、かなりの部分が、同時に厳密に学術的というよりはむしろ、そして、ギムナジアで与えられるようなものより、直接住民の目的に適合した教育を望んでいる者が入学しているのである。彼らの親は初歩的な教育以上のものを与えることを望んではいるが、しかし、郡学校に満足しない結果として、そのような者たちが入学しているのである」と。郡学校に代わる教育は、この下線部分に焦点を当てた教育、すなわち、「適切な初等教育と同時に地方の都市住民の要求にふさわしい若干の実際的知識を与える」べきであると⁵⁸。

このように、郡学校改革は、最終的にプロギムナジアへの再編を考慮するのではなく、初等教育以上、ギムナジア以下という設定のなかで、固有の位置を占めるべき都市学校に再編すべきとの路線に転換させられているのである。

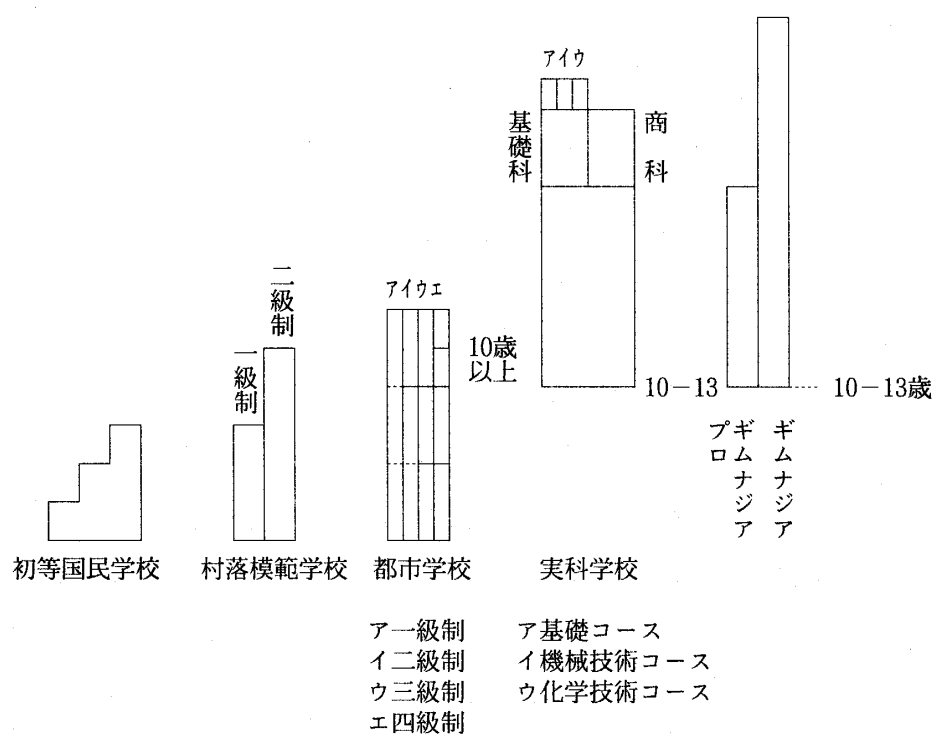
1872年都市学校の目的は、「あらゆる身分の子弟に初歩的知的教育と宗教道徳教育を与えること」（1872年都市学校規程第一条）⁵⁹と、基本的に初等教育の位置づけが与えられている。しかし、この学校は初等学校として初等国民学校と並存しながら、それ以上の教育年限6年制であり、教育課程の水準でいえば、前者の一級制に対して、それ以上の2・3・4級制（さらには5・6級制）を各学校が地域の状況に合わせて選択できるような相対的に高い初等教育を与える学校として構想されている。他方では、実科学校ないしギムナジアとは、一つの例外——制度上その第四学年から再入学（1年次へ）という歪んだ連続関係——を除けば、基本的に無関係に存立することになっていた⁶⁰（制度図⑥参照）。

こうして、学校制度の両極に初等国民学校とギムナジア（古典ギムナジア）を置くなら、それらの間には、先の実科ギムナジア降格＝実科学校設置に続いて、都市学校が設置されたわけであり、両極の距離は、すなわち、農民や町人と貴族・官僚の間の距離はさらに開

いたことになる。ロシアの教育史家ドニェプローフは、この都市学校改革も実科学校改革と連動して起こったものとして、その目的も、都市の下層民をギムナジア・プロギムナジアから排除することにあつたとしている⁶¹。都市学校改革がそのような明確な意図をもつて行われた改革か否かについての評価はなお慎重でありたいが、少なくとも以下のような意味において両者が関連をもったことは事実である。

上記実科学校改革と都市学校改革は、ギムナジア系列とは独立の系列を立てるという点で、相対的にギムナジアの貴族官僚優先の原理を際だててはいるが、他方で、両者は共にロシアの商工ブルジョア層あるいは都市「中間階層」の教育を使命とするという点で、共通する課題をもっていたのである。この点は、既に1860年代から実科ギムナジアの創設と郡学校改革に関わって共に商工階層など総じて都市の「中間階層」の教育問題が議論されていたその延長線上にあると見るべきであり、従つてもはや19世紀前半のギムナジアと郡学校の関係のように、それらをギムナジアの貴族官僚優先のための単なる二次的な改革・政策とは見てはならないだろう。

⑥1870年代前半成立の学校制度図



む す び

こうして1860—1870年代に成立した文部省管轄の一般教育に関する学校制度の体系が図⑥である⁶²。この制度体系が1905年革命後まで存続する学校制度の骨格をなす。

既にみてきたように、この改革（そして「反改革」）を通じて、すべての学校の入学者の制度上の規定から、ある特定身分の入学を予定する規定は、これはギムナジアを含めて、ことごとく消失した。しかし、それはそれぞれの学校に入学する者の身分ないし階層を全く考慮せず、例えば「国民」一般、市民一般を教育の対象として予定したものではなかったことは明きらかである。そこでは、むしろはっきりとそれぞれの学校入学者の、ある場合は身分的性格をそしてある場合はその枠でおさまらない社会階層的性格を念頭においてのことであった。19世紀前半からの学校制度の体系、1828年法に表現された教区学校、郡学校、ギムナジアという三つの系列が、それとの関連でいえば、基本的に、国民学校、都市学校・実科学校、ギムナジアの三ないし四の系列へと変化しているのを見ることができる。そこでは、全体として学校体系の区分を性格づける原理は、身分制ではなく、これを包む階層制へと移行している。それぞれの系列は、過去の「下層身分」、「商人・職人」、「貴族官吏」といった身分序列に対応したものから、1860—70年代の改革を経て、それぞれ、都市と農村の下層身分を内実とする「国民」、都市中間層・商工ブルジョア層、貴族官僚層に対応するものへと転換するものであった。

従って、それは当面個々の系列内部においてそれぞれ相対的に固有の役割を果たすべき階層の教育として展開し始めるが、しかし、後には、19世紀前半とは異なりつまり身分枠をはずすことによって、また、社会の流動化の進行の中で、政府が予定したところとは異なって、系列相互の関係も現れざるをえなくなってくるのである。この後ギムナジア・実科学校という中等教育をめぐるのは、貴族官僚層とブルジョア層の対立が、そして、初等国民学校においては、下層身分大衆のための学校制度拡充と制度上昇を求める動きが、そして、その中間に位置する都市学校は一方で初等学校を自らの下位に位置づけながら他方でギムナジアとの関連をもとうとする動きが現れ、これらが、次第に、総体としての学校制度の新たな構造を形成していくことになる⁶³。

註

- 1 なお、本論が対象とする1870年代までの過程に続く、1870年代から20世紀10年代までの文部省の学校制度の展開については、拙稿「「統一学校」前史（1870年代から1917年）岩崎正吾他編「ロシアの教育・過去と未来」、第一部「ソビエト教育の原像」1995年12月刊行予定、所収）を参照していただきたい。
 また、本論が対象とする時期のわが国でのロシア教育史に関する研究が、近年二つ現れている。橋本伸也「ロシア近代中等教育の形成と展開」（望田幸男編「国際比較・近代中等教育の構造と機能」、名古屋大学出版会、1990年）、佐々木弘明「ニコライ一世時代の教育政策」、『横浜国立大学教育学部紀要』32巻、1992年）。両論文ともニコライ一世期の教育制度・政策を「反動」の時代とする従来の評価への批判、とりわけギムナジア政策に関わっては、それぞれ、そこでめざされた「貴族・官吏の階層的再生産」あるいは「貴族の官僚化」に注目することを求めている。本論文は、この点を含めて初等中等教育制度全体の変動についてそれを特に身分制度との関わりで検討するものである。
 なお、このような本論の立場からして、また、身分や階級といった概念がロシア教育史のひとつのメルクマールとして検討されて来ている経過からしても、後者の論文が、これらの概念を区別なく（例えば「階級的仕切り」、「階層的制限」、「階級的制限」、「身分的制限措置」といった表現を）使うことに疑問を感じざるを得ない。また、前者の論文に関わっては、本論文は1860年代のギムナジア改革に対する評価において若干の異論を提示することになるだろう。
- 2 この点に関わっては、拙稿「近代ロシア初等国民教育におけるツァーリ崇拜」、『稚内北星学園短期大学紀要』第6号、1993年10月参照。
- 3 この過程については、主として以下を参照のこと。Н. П. Ершкін, История государственных учреждений дореволюционной России, М., 1983, 3-е изд., стр. 119-129.
- 4 以下、本節での引用はすべてこの文書（А. Каменский, “О народном просвещении и о главных сословиях в России (две записки А. Каменского 1850-1856 г.г.)”, // Русская старина //, Т. 115, 1903. июнь, стр. 165-194.) からのものである。
- 5 表1、2を含めて、本節であげる数値は、ペ・ゲ・ルインジュンスキー、「改革前ロシアの農民たちと都市」（『歴史評論』81号、1956年、11月）によった。また、身分移動のプロセスについては以下を参照した。鳥山成人著「ロシア・東欧の国家と社会」、

- 1985年、恒文社、26—32ページ。
- 6 Н. П. Ершкин, указ. соч., стр. 153 : Конспект по государственному праву, составленный по учебникам Коркунова, и Чичерина, Алексеева, Градовского, СПб., 1907, стр. 146.
 - 7 この過程については、以下を参照のこと。П. А. Зайончковский, Правительственный аппарат самодержавной России в XIXв. (гл. 1 Чиновничество), М., 1978, : Н. П. Ершкин, указ. соч., стр. 140—142 .
 - 8 П. А. Зайончковский, указ. соч., стр. 29—30 .
 - 9 И. Алешинцев, История гимназического образования в России (XVIII и XIX век), СПб., 1912, стр. 109—110 .
 - 10 Хрестоматия по истории педагогики, подред. С. А. Каменева, том 4, часть 1 (сост. Н. А. Желваков), М., 1936, стр. 251, 255. 制度図①、②は、同資料掲載の1804年法と1828年法の関連条項より作成。
 - 11 Там же, стр. 261.
 - 12 И. Алешинцев. указ. соч., стр. 115.
 - 13 И. Алешинцев. указ. соч., стр. 110.
 - 14 “Несколько слов о приходских училищах в некоторых губерниях московского учебного округа”, //Журнал министерства народного просвещения (в след. ЖМНП)//, 1860, № 8, стр. 94—95 .
 - 15 С. В. Рождественский, Исторический обзор деятельности министерства народного просвещения 1802—1902, СПб., 1902, стр. 198 .
 - 16 Там же.
 - 17 Указ. хрестоматия по истории педагогики, стр. 284—285 : А. Г. Рашин, “Грамотность и народное образование в России в XIX и начале XX в.” //Исторические записки//, том 37, 1951, стр. 53.
 - 18 И. Алешинцев, указ. соч., стр. 143.
 - 19 Там же, стр. 143—144.
 - 20 Там же, стр. 14.
 - 21 [Министерство народного просвещения], Замечания па проект устава

- обще-образовательных учебных заведений и на проект общего плана устройства народных училищ, часть 1, СПб., 1862, стр. 99.
- 22 И. Алешинцев, указ. соч, стр. 114.
- 23 // ЖМНП//, 1864, № 2, отд. 2, стр. 355—390.
- 24 // ЖМНП//, 1860, № 8, отд. 1, стр. 119.
- 25 А. С. Воронов, Историко—статистическое обозрение учебных заведений С. Петербургского округа с 1829 по 1853 год, СПб., 1854, стр. 285.
- 26 Указ. хрестоматия по истории педагогики, стр. 284—285.
- 27 // ЖМНП//, 1859, № 8, отд. 1, стр. 138—139.
- 28 Там же, стр. 139.
- 29 В. И. Чарнолуцкий, “Начальное образование в первой половине XIX столетия” (История России в XIX веке, том 4, часть 2, отдел 2), стр. 107.
- 30 Там же.
- 31 表8は以下より作成。Статистический временник Российской Империи, изд. Центрального статистического комитета министерства внутренних дел, Серия 1, СПб., 1866, стр. 50—51.
- 32 60年代の身分制の再編については、以下を参照した。鳥山成人前掲書、和田春樹「ロシアの「大改革」時代」(岩波講座世界歴史20巻、1971年)。
- 33 保田孝一著「ニコライ二世と改革の挫折」、1985年、木鐸社、特に172—3, 108—9ページ参照。
- 34 制度図は、各法案や規程、法令の関連条項より作成。それぞれの法案、規程、法令は以下に掲載されているものを利用した。
- ③// московские ведомости // от 16 июня 1860.
- ④ Замечания на проект устава обще-образовательных учебных заведений и на проект общего плана устройства народных училищ, часть 1, СПб., 1862.
- ⑤ Указ. хрестоматия по истории педагогики.
- 35 抽稿「ロシア農奴解放期における村落学校制度の再編と「国民学校」」(北海道大学教育学部紀要42号、1983年3月)参照。
- 36 //Московские ведомости// от 16 июня 1860.
- 37 Указ. соч., Замечания на проект...; с. 3, 33.

- 38 Там же, стр. 100, 119.
- 39 Там же, стр. 119.
- 40 Указ. хрестоматия по истории педагогики, стр. 350.
- 41 前掲拙稿「近代ロシア初等教育におけるツァーリ崇拜」、1993年10月61—63ページ参照。
- 42 //Московские ведомости// от 16 июня 1860.
- 43 Указ. соч., Замечания на проект...; с. 97.
- 44 Там же, стр. 98—99.
- 45 Там же, стр. 97, 98.
- 46 Там же, стр. 98—99.
- 47 М. Н. Коваленский, “Средняя школа” (История России в XIX веке, том 4, часть 2, отдел 2), стр. 161.
- 48 Указ. соч., Замечания на проект..., с. 99.
- 49 Указ. хрестоматия. по истории педагогики, стр. 345.
- 50 Там же, стр. 349.
- 51 [Министерство народного просвещения], Обзор деятельности министерства народного просвещения и подведомственных ему учреждений в 1862, 63, и 64 годах, С П б., 1865, стр. 169.
- 52 Там же, приложение стр. 274, 319, 321—327
- 53 С. В. Рождественский, указ. соч., стр. 442, 514, 521.
- 54 Ответ. ред. А. И. Пискунов, Очерки истории школы и педагогической мысли народов СССР, вторая половина XIX в., М., 1976, стр. 113.
- 55 Хрестоматия по истории педагогики, под ред. С. А. Каменева, том 4, часть 2 (сост. Н. А. Желваков), М., 1936, стр. 75
- 56 Ответ. ред. А. И. Пискунов, указ. соч., стр. 66, 113.
- 57 С. В. Рождественский, указ. соч., стр. 536—537
- 58 //ЖМНП// 1869, № 5—6, отд. 4, стр. 2—4.
- 59 Указ. хрестоматия по истории педагогики, часть 2, стр. 59.
- 60 Там же, стр. 60—62.
- 61 Ответ. ред. А. И. Пискунов, указ. соч., стр. 65—6.

62 各学校規程・法令の関連条項より作成。各規程法令は、以下に掲載されたものを利用。Указ. хрестоматия по истории педагогики, часть 2, стр. 59.

63 この後の展開については、前掲抽稿「「統一学校」前史（1870年代から1917年）」を見られたい。